

議案第75号

北名古屋市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例等の一部改正について

北名古屋市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年12月4日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法の一部改正により創設された共生型地域密着型サービスの基準を定めるとともに、市が指定を行う事業所から暴力団の影響を排除することにより、介護保険制度の適切な運営を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(北名古屋市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 北名古屋市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例(平成25年北名古屋市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

2 前項の法人は、その役員のうち暴力団員(北名古屋市暴力団排除条例(平成23年北名古屋市条例第2号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)があつてはならない。

3 第1項の病床を有する診療所を開設している者は、暴力団(暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員であつてはならない。

(北名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 北名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年北名古屋市条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3条」を「第3条の2」に、

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第59条の20の2・第59条の20の3)

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」に

改める。

第1条中「いう。)」の次に「第78条の2の2第1項、」を、「基づ

き、」の次に「共生型地域密着型サービスの事業及び」加える。

第3条の次に次の1条を加える。

(指定地域密着型サービスの事業に係る暴力団等の排除)

第3条の2 指定地域密着型サービス事業者は、その事業の運営について暴力団（北名古屋市暴力団排除条例（平成23年北名古屋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の支配を受けてはならない。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準

第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号においてこれらを「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号においてこれらを「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「指定共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

（北名古屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 北名古屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年北名古屋

市条例第11号)の一部を次のように改める。

目次中「第3条」を「第3条の2」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る暴力団等の排除)

第3条の2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、その事業の運営について暴力団(北名古屋市暴力団排除条例(平成23年北名古屋市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)の支配を受けてはならない。

(北名古屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 北名古屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年北名古屋市条例第17号)の一部を次のように改める。

目次中「第2条」の次に「・第2条の2」を加える。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定介護予防支援の事業に係る暴力団等の排除)

第2条の2 指定介護予防支援事業者は、その事業の運営について暴力団(北名古屋市暴力団排除条例(平成23年北名古屋市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)の支配を受けてはならない。

(北名古屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 北名古屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年北名古屋市条例第7号)の一部を次のように改める。

目次中「・第2条」を「一第2条の2」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定居宅介護支援の事業に係る暴力団等の排除)

第2条の2 指定居宅介護支援事業者は、その事業の運営について暴力団（北名古屋市暴力団排除条例（平成23年北名古屋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の支配を受けてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。